# 取引条件説明書

本旅行取引条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書となります。

#### 1.契 約

- (1) この旅行は、ハッピープラス 株式会社(以下「当社」といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2) 当社はお客様が、当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他のサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるよう手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容は、パンフレット・本取引条件説明書・ホームページ・ 出発前にお渡しする確定書面(最終確認書・旅行日程表)によることと し、本取引条件説明書に定めのない事項は、当社にご請求ください。 なお、確定書面および取引条件説明書は、情報通信の技術を利用する 方法で交付する場合が御座います。

### 2.お申し込み

- (1) 当社にご来店にてお申し込みの場合、所定の申込書の提出と旅行代金(又は申込金)のお支払いがあったときに旅行契約が成立するものとします。\*申込金は旅行代金・取消料・違約料のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。
- (2) 当社は、同一コースにおいて、参加しようとする複数のお客様が責任あ

る代表者を定めたときは、その方を契約責任者として旅行契約のお申込み・締結・解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、契約責任者との間で行うことがあります。この場合、契約責任者は当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。また、当社は契約責任者が当該団体・グループに同行しない場合は、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選択した構成者を契約責任者とみなします。

- (3) 電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段にてご予約 の場合、予約の時点では旅行契約は成立しておらず、当社らがお客様 に旅行代金を請求した日の翌日から起算して3日以内に旅行代金(又は申込金)のお支払いがあって旅行契約が成立するものとします。この 期間内に旅行代金(又は申込金)のお支払いがされない場合、当社ら はお申し込みがなかったものとして取扱う場合がございます。
- (4) 申込金の金額は、特に表示がない場合は、旅行代金の20%とします。

## 3.お申し込み条件

- (1)ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、お客様の性別・ 年齢・資格・技能その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りする ことがあります。
- (2) 身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、その他特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。また団体行動に支障をきたすと当社らが判断する場合は同伴者の同行等を条件とする場合があります。
- (3) 当社は旅行中にお客様が疾病・障害その他の事由により医師の診断 又は加療を要すると判断する場合は、必要な措置を取ることがありま す。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。

- (4) お客様の都合による別行動は原則としてできません。
- (5) お客様の都合により旅行の日程から離脱する場合には、その旨及び 復帰の有無についても必ず添乗員その他旅程管理を行う者にご連絡 いただきます。
- (6)他のお客様に迷惑を及ぼし又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるときは、お申込みをお断りする場合があります。
- (7) 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
  - 1.当社らは、当社らが提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社らが提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、又は業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
  - 2.通信契約のお申込みに際し、会員は申込みしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社らにお申し出いただきます。
  - 3.通信契約は当社らが契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約のお申込みを承諾する旨の通知をメール・FAX・留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着した時に成立します。
  - 4.通信契約での「カード利用日」は会員及び当社らが企画旅行に基づく旅行代金の支払又は払戻債務を履行すべき日とし、支払の場合は契約成立日、払戻の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。
  - 5.与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払 ができない場合、当社は通信契約を解除し、第8項1の取消料と同

額の違約料を申し受けます。

(8) その他当社らの業務上の都合があるときには、お申込みをお断りすることがあります。

#### 4.契約書面および確定書面(旅行日程表・最終確認書)

- (1) 契約書面とは、1.パンフレット2.本旅行条件説明書3.旅行契約締結年 月日を証する書面・申込書(ただし、第3項(8)の通信契約のときを除 きます。)をいい、確定書面とは出発前にお渡しする最終確認書のこと をいいます。
- (2) 当社らは、旅行契約成立後、速やかにお客様に契約書面をお渡しします。(お申込みの時点で募集広告、パンフレット又はホームページ等に掲載して既にお渡ししている場合があります。また、ホームページでお申し込みの場合は、電子メールの送信によりお渡ししたものとみなす場合があります。)
- (3) 当社が旅行契約により手配した旅程を管理する義務を負う旅行サービスは、本項(1)の確定書面に記載するところによります。
- (4) 当社らは、ツアー内容により、お客様に集合時刻・場所、旅行日程、宿 泊機関等に関する確定情報および行程表を別途お渡しする場合があ ります。

#### 5.旅行代金

- (1)旅行代金は、当社らの指定する期日(特に指定がなければ、当社らがお客様に旅行代金を請求した日の翌日から起算して3日以内又はツアー出発)までにお支払いいただきます。
- (2)旅行代金には消費税等を含みます。
- (3)旅行代金に含まれるもの

- 1.旅行日程に明示した航空・船舶・鉄道等利用交通機関の運賃(コースによっては等級が異なります。別途明示する場合を除きエコノミークラスとなります。)
- 2.送迎料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所間及び都市間の移動バス料金。ただに「現地集合」の場合を除きます。)
- 3.明示した観光の料金(ガイド料金)。ただし、入場料が必要な場合は除きます。
- 4.明示した宿泊の料金及び税・サービス料
- 5.明示した食事の料金(ただし飲物代は含まれません。)·税・サービス料別。
- 6.添乗員又はスタッフ付コースの添乗員又はスタッフの同行費用 7.パンフレット等で旅行代金に含まれると表示したもの

#### (4)旅行代金に含まれないもの

本項(3)に記載のもののほかは、特に表示のない場合には旅行代金 に含まれません。その一部を例示します。

- 1.超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)
- 2.飲物代、クリーニング代、電話、電報料、旅館の仲居・ホテルのルームボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食費など個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- 3.障害・疾病に関する治療費
- 4.お客様のご希望によりお一人部屋を使用する場合の追加料金
- 5.希望者のみ参加されるオプショナルツアーの旅行代金
- 6.ご自宅から集合出発地までの交通費・宿泊費、及び解散地からご 自宅までの交通費・宿泊費

#### (7)追加代金

以下に記載するものは旅行代金に追加する代金となります。
(あらかじめ旅行代金の中に含めて表示した場合を除きます)。

- 1.航空会社の選択
- 2.航空便の選択
- 3. 航空機の等級の選択
- 4.宿泊ホテル指定の選択
- 5.部屋の等級アップに関するグレードアップ追加料金
- 6.1人部屋追加代金
- 7.パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」等と称する食事 又は一部の小旅行がついている追加代金
- 8.延泊による宿泊代金
- 9.その他パンフレット等で追加料金が必要と称するもの。

## 6.旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送、 宿泊機関などの旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の 運行計画によらない運送サービスの提供(遅延・目的地空港の変更 等)その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の 安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあら かじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由等を説明 し、旅行日程・旅行サービス内容その他の募集型企画旅行契約の内 容を変更することがあります。ただし緊急の場合において、やむを得な い時は変更後に説明いたします。

# 7.旅行代金の額の変更

(1) 当社は、旅行契約締結後であっても、利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超え

- て増額又は減額されるときは、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し又は減額することがあります。
- (2) 本項(1)の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日 の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に その旨を通知いたします。
- (3) 当社は、第6項に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用の減少又は増加が生じる場合には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。
  - ※本項(3)の費用には、当該契約内容の変更のために、その提供を受けなかった旅行サービスに対しての取消料・違約料その他既に支払い、 又はこれから支払わなければならない費用を含みます。
  - ※本項(3)において、費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合は旅行代金の額の変更をいたしません。
- (4) 運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる募集型企画旅行で、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、旅行代金の額を変更することがあります。
- 8.旅行契約の解除・取消料・払い戻し
- (1) 旅行開始前の解除
  - 1.お客様による解除
    - ア.お客様は、いつでも次に定める取消料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。通信契約を解除する場合にあっては、当社は提携会社のカードにより所定の伝票へのお客様への署名なくして取消料の支払いを受けま

す。

(旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって上記に当たる日 の取消)

● 日帰り・宿泊旅行について

20~8日前(宿泊を含む場合)・・・20%

10~8 日前… 20%

7~2 日前… 30%

前日… 40%

当日… 50%

旅行開始後及び無連絡不参加・・・100%

- ※取消料の対象となる旅行代金とは、募集広告・パンフレット・ホームページ記載の旅行代金に第5項(7)の追加代金を加えた合計額です。
- ※宿泊を伴う旅行の場合、その取消料とは別にご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。
- ※お客様のご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお 取り消しとみなし、所定の取消料を申し受けます。
- ※ツアーによっては別途取り消し料金が定められている場合は そちらを優先します。
- イ.当社の責任とならない各種ローンの取扱上の事由に基づきお取消しになる場合も、上記の取消料をお支払いいただきます。
- ウ.ご変更及びお取り消しにつきましては、平日9:00—17:00にお申し出ください。それ以外のFAX、メール等でのお申し出は翌営

業日の取り扱いとさせていただきます。

- エ.お客様は、次に掲げる場合においては、「本項(1)の1.のア」の規定にかかわらず旅行開始前に取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。
  - a. 当社によって契約内容が変更されたとき。
  - b.第7項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
  - c.天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- オ.当社は「本項(1)の1.のア」により旅行契約が解除されたときは、 既に収受している旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を 差し引いた残額を払い戻しいたします。取消料が申込金でまか なえないときは、その差額を申し受けます。

#### 2. 当社による旅行契約の解除

- ア.当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することがあります。
  - a.お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
  - b.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当 該旅行に耐えられないと認めたとき。
  - c.お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な 実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
  - d.お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を当社 に求めたとき。
  - e.お客様の人数が最少催行人数に満たず契約を解除しようと

するときは、旅行開始日の前日までに、旅行を中止する旨をお 客様に通知します。

- f.スキー・スノーボードを目的とする旅行における降雪量の不足 のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就し ないとき。
- g.天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの 提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事 由によりパンフレットに記載した旅行内容に従った旅行の安 全かつ円滑な実施が不可能になり、又は不可能となるおそれ が極めて大きいとき。
- h.通信契約を締結した場合であって、お客様の有するクレッジットカードが無効になる等、お客様が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。
- イ.お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金をお支払いいただけないときは、当該期日の翌日においてお客様が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対し、本項に規定する取消料と同額の違約料を支払わなければなりません。

# (2) 旅行開始後の解除

- 1.お客様による解除
  - ア.お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放 棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
  - イ.お客様の責に帰すべき事由によらずパンフレットに記載した旅行 サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨 を告げたときは、「本項(1)の1のア」の規定にかかわらず、取消料を 支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなっ た部分の契約を解除することができます。この場合において、当社

は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなく なった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して、取消料、 違約料その他既に支払い、またこれから支払わなければならない 費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものではないと きに限ります。)を差し引いたものをお客様に払い戻しいたします。

#### 2. 当社による旅行契約の解除

当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に 理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することがありま す。

- a.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行 の継続に耐えられないとき。
- b.お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他 旅程管理を行う者等の指示への違背、これらの者又は同行する ほかの旅行者の対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規 律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- c.天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供 の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生 じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

# 9. 当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するため、当社の指示に従わなければなりません。

# 10.保護措置の実施

当社は旅行中のお客様が疾病・障害等により保護を要する状態にある

と認めたときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、 これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に 要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する 期日までに当社が指定する方法で支払わなければなりません。

#### 11. 当社の責任

- (1) 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます)が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) お客様が天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止や、官公署の命令、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更その他当社又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は本項(1)の責任を負いません。

#### 12.特別補償

(1)当社は、前項に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社の募集型企画旅行約款別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客さまが企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により1万円~5万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者一名につき15万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。なお、現金、貴重品、重要書類、撮影ずみのフイルム、その他こわれ物等補償の対象とならないものがあります。

- (2)当社が、募集型企画旅行契約約款第 27 条第 1 項の責任を負うこと になったときは、この補償金が、当社が負うべき損害賠償金の一部又 は全部に充当します。
- (3) お客さまが旅行参加中に被られた損害が、お客さまの故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。
- (4)地震、噴火、津波及びこれらの事由に伴って生じた事故又はこれらに 伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によるものであるときは、当社 は上記の補償金及び見舞金は支払いません。
- (5)当社の企画旅行参加中のお客さまを対象として、別途旅行代金を収受して当社が実施する企画旅行(オプショナルツアー)については、主たる旅行契約の一部として取扱います。
- (6) ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日(無手配日)については、当社は当該日にお客様が被った損害について補償金の支払いをいたしません。

#### 13.旅程保証

(1) 当社は、次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の各号に掲げる変更(サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸施設の不足が発生したことによるものを除きます。)を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について、当社に第18項の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更

補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

- イ. 次に掲げる事由による変更
  - (イ)天災地変
  - (口)戦乱
  - (ハ)暴動
  - (二)官公署の命令
  - (ホ)運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
  - (へ)当初の運行計画によらない運送サービスの提供
  - (ト)旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
- ロ.第 11 項から第 14 項の規定に基づいて旅行契約が解除されたと きの当該解除された部分に係る変更
- (2)当社が支払うべき変更補償金の額は、お客さまおひとりに対して一旅行につき旅行代金に 15%を乗じた額を限度とします。また、お客さまおひとりに対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が 1000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3)当社は、お客さまの同意を得て、金銭による変更補償金の支払に替え、 これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提 供をもって補償を行うことがあります。

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお 客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に 通知した場合
【1】ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了 日の変更	1.5%	3.0%
[2] ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光 施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
[3] ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額がホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
【4】ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社 名の変更	1.0%	2.0%
[5] ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる 空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
[6] ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
[7] ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0%	2.0%
[8] ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、 設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
[9] 上記 [1] ~ [8] に掲げる変更のうち募集ホームページ、パンフレット又は確定書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

- ※注 1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客さまに通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客さまに通知した場合をいいます。
- ※注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。
- ※注3【3】又は【4】に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴 うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
- ※注 4 【4】に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備 がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- ※注 5 [4]又は[7] 若しくは[8]に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。
- ※注 6 [9]に掲げる変更については、[1]から[8]までの率を適用せず、[9] によります。

#### 14.お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が 当社の募集型企画旅行契約約款の規定を守らないことにより当社が 損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、パンフレットに記載された旅行サービスについて、記載された内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社にその旨を申し出なければなりません。
- (4) 当社は、旅行中のお客さまが、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客さまの負担とし、お客さまは当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

# 15.国内旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。

## 16.その他

- (1) 当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。
- (2) お客さまが個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそ

れに伴う諸費用、お客さまの怪我、疾病等に発生に伴う諸費用、お客さまの不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用、お客様の過失による器物破損、傷害に伴い発生した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客さまにご負担いただきます。

- (3) お客さまのご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客さまの責任で購入していただきます。 当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。
- (4)ご集合時間は厳守してください。ご集合時間に遅れ参加できない場合 の責任は一切負いかねます。このご集合時間とは、あくまで参加者に ご集合いただく時間であって、実際にバス等にご案内する時間ではあ りません。
- (5) 災害、天候、工事、事故等に伴い発生する道路渋滞により予定時間通りに運行できない場合があります。
- (6) 本項(5)の場合をはじめ、事故や悪天候による道路事情その他止むを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じても当社はその請求には応じられません。また、目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
- (7) 宿泊利用施設は、特に表示のない場合は和室又は洋室又は和洋室となります。また、お部屋にバス・トイレがつく場合がございます。
- (8)パンフレットおよび確定書面(最終日程表)のバス乗車下車ルートは、 予告なく変更する場合がございます。
- (9)出発保証日については、人数によりタクシー・小型バス運行で、ガイド及び添乗員・ツアーメイト)は、同行しない場合がございます。なお、出発の14日前(日帰りは10日前)にどなたもお申し込みが無ければ、旅行を取り止める場合がございます。
- (10)本旅行条件書内でのパンフレットとは、ホームページも含めます。
- (11)パンフレット、ホームページ等に使用した風景写真は、イメージとして

使用したものもありますので、お客様が旅行される時季に必ずしもご 覧になれる風景とは限りません。また、料理写真・客室写真等は一例で あり、実際とは異なる場合があります。

- (12) バス車内は禁煙とさせていただいておりますのでご協力をお願いい たします。
- (13) 特に表示のないプランについては、添乗員は同行いたしません。
- (14) バスとは、大型、中型、小型バスのことをいい、当社の都合により予告 なく、バスのタイプ変更、及び、座席の変更をすることがございます。
- (15)バス旅行において利用するバスは、当社所有のバス又は当社提携バス会社となります。
- (16) お客様の荷物、お土産等については、お客様の責任において管理を お願いします。当社は責任を負いません。
- (17) 法令により、高速道路上のシートベルト着用が義務付けられておりますのでご協力ください。また、バスガイドも着席案内となりますので、ご理解をお願い致します。
- (18) この旅行条件の基準期日と旅行代金の基準期日については、Web サイト、パンフレット等に明示した日となります。
- (19)旅行業取扱管理者が、契約内容に関し質問がありましたら、お応えしご説明致します。

## 【旅行企画実施】

ハッピープラス株式会社(Happy Plus Corporation)

岐阜県高山市上二之町 22

TEL:0577-70-8528 E-mail: info@happy-plus.co.jp

岐阜県知事登録旅行業 地域-348号

国内旅行業取扱管理者: 山腰陽一郎

# 加入保険内容

保険会社:あいおいニッセイ同和損害保険(株)

死亡·後遺障害保険金額: 1500万円

入院見舞費用:入院日数180日以上 20万円

90日以上180日未満 10万円

7日以上90日未満 5万円

7日未満 2万円

通院見舞費用:通院日数90日以上 5万円

7日以上90日未満 2.5万円

3日以上7日未満 1万円

払込方法: 一時払い

- ※全て1名分の金額となります。
- ※通院3日未満の擦り傷、かすり傷、爪の剥がれ等、軽度の障害は 保険対象外となります。